

平成 25 年 12 月 9 日

和泉市情報公開審査会
会長 松田 聡子 様

意見陳述人 和泉市緑ヶ丘2-13-10
小林 昌子

市立病院選定委員会の採点表の非公開に関する意見陳述(要旨)

1. はじめに

本件市立病院選定委員会の採点表の非公開に関して既に異議申立書及び反論書で主張しているところであるが、それらを纏めて以下意見陳述する。

2. 本件情報公開請求について

今回公開を求めたのは、和泉市立病院指定管理者選定委員会の各委員の採点表についてであるが、各委員の個人名は求めている。

病院の指定管理者の採点結果について、本年8月16日の市議会病院問題特別委員会で報告があったが、そこには集計表のみしかなかったため、従来から指定管理者の個々の委員の採点結果が公開されていたので、同日個々の委員の採点結果の情報公開請求を行った。

ところが、同年8月28日に非公開決定通知が送達され、到底納得できないので不服申し立てを行った。

3 非公開理由について

情報公開条例(目的)第1条には

情報公開条例(目的)第1条

この条例は、市の保有する情報について必要な事項を定め、市政に関する市民の知る権利を保障するとともに、市の市民に対する説明責任を果たすことにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加の促進をはかり、もって公正でより一層開かれた市政を推進することを目的とする。

と定められており、積極的に情報を公開することによって、この目的を達成すべき事を謳ったものである。憲法 21 条等に基づく「知る権利」の尊重と、同法 15 条の参政権の実質的確保の理念に基づいたもので、公開が原則で公開しないのは例外であると考えべきである。

市が非公開とした理由は、選定委員会が本件情報を非公開とする決定をしていたので、これを公開することにより選定委員会との信頼関係が失われ、今後病院に関することはもとよりその他の事務事業に重大な支障がもたらされる危険があるというものである。具体的には情報公開条例の第6条第1項第5号及び同条第1項第8号の非公開事由に該当するということである。

4 選定委員会の本件情報の非公開決定について

選定委員会が非公開の方針を決定した理由は明らかではないが、市の弁明書では委員が過度の心理的負担を負うことなく、その見識に従い、自由に採点することを重視したものと認識していると言っている。

しかしながら本件情報には、選定委員の個々の個人名は含まれないから、本件情報を公開しても個々の委員と評価結果は結びつかなく、選定委員にとって心理的負担になることは考えられない。あえて言えば、各委員の評価に大きなバラツキがあった時に、全体として評価の信頼性に疑問が持たれることを危惧したものと推察するが、専門家として選定委員になった以上、仮にそのような事態が起こったとしても選定委員会として甘んじて受け止めなければならないものである。

又非公開を決定したのは議事録によると、最初の委員会での審議の進め方で決定したもので、審議の過程で決定したのではなく、最初から非公開と決めていたものとしか考えられない。市の保有する情報は原則公開すべきとの情報公開の本旨に反してまで、非公開にする合理的理由があるか等を十分検討した結果とは到底考えられなく、非公開が望ましい程度の認識で決定したものと推察される。

5 市が選定委員会の決定を尊重したことについて

既に述べたように、公開したとしても選定員委員に必要以上の心理的負担をかけることはないから、市は委員に情報公開の趣旨を十分説明し公開の理解を求めることが必要であり、又それで解決できるものである。それを行わず選定委員会の決定を金貨玉条のように考え、その決定に従った処分は実施機関としての責務を果たしたとは言えない。

又市は本件選定委員会の情報は出来るだけ公開するよう努めており、本件情報を開示しなくてもその他の情報で十分説明責任が果たされており、従来の開示レベルと比べても遜色は無いと言っているが、仮にそうであったとしても本件情報を開示するか否かはあくまで情報公開条例に従って判断すべきであり、それらの事情は何ら公開の判断を左右するものではない。

6 情報公開条例の非開示理由の該当性について

次に市が主張している本件情報の非開示理由の該当性については

まず、情報公開条例の第6条第1項に、この条例は実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、情報の公開をしないことができる。とし、その第5号は

市の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、入札、交渉、争訟、許可、認可、人事等の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの

とされており、本件は市立病院の指定管理者選定に係わるものであるから、取締り、監督、立入検査、入札、交渉、争訟、許可、認可、人事等の事務事業に関する情報でないのは明らかである。尚人事等の等について前記事務事業を包括的に指したのかそれと

もそれ以外の類似の事業を指したものが明らかでないが、むやみに非公開にする事を許さない情報公開の本旨からして、この規定は限定列举またはそれに近いものと解すべきである。又既に述べたように選定委員会が非公開とした経緯や本件情報の公開が選定委員との信頼関係を損なうものでないことから、公開することにより当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生じるとは社会通念上考えられない。

次に第6条第1項第8号についてで

公開しないことを条件として個人又は法人等から任意に市の機関に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

とされているが、本件情報は和泉市立病院指定管理者選定委員会が作成したもので、選定委員会は和泉市病院事業の設置等に関する条例第3条の2第3項で規定される市の附属機関であり市の行政組織の一部であるから、本件情報は元々市が保有する情報であり、個人または法人から提供されたものでない。本件情報が条例第6条第1項第8号に該当しないのは明らかである。

以上本件情報は市が主張するいずれの非公開事由にも該当しない。

7 本件情報の公開の有用性と公開しないことの障害について

本件情報は、選定委員個々の採点結果であるが、委員それぞれがどのような採点を行っているかを見れば、採点結果が妥当かどうかの判断の一助になり、各委員の採点結果は有益な情報である。

一方このような処分が是認されると、選定委員会の意向により安易に非公開とされる可能性があり、従来から開示されていた指定管理者選定委員会の採点結果の公開が大きく後退し、公開されていた情報も秘匿される危険性が大きくなる等市の情報公開に大きな障害となる。

8 結論

以上から、本件情報を非公開にする利益は保護に値せず、公開することに伴う利益侵害の程度も単におそれがあると判断されているにすぎない。逆にそれを非公開とすることによる弊害があり、むしろ公開することによる有用性や公益性が存在する。

従って審査会として、本件処分を取り消し本件情報を公開するよう勧告する事を求める。

参考

大阪府知事の交際費情報公開請求事件(平成元年 3 月 14 日大阪地裁 昭61(行ウ)30号 判時 1309号 3頁)

本件条例の趣旨、目的等

(一) 本件条例は、その前文において、情報の公開は、府民の府政への信頼を確保し、生活の向上をめざす基礎的な条件であり、民主主義の活性化のために不可欠なものであること、府が保有する情報は、本来は府民のものであり、これを共有することにより、府民の生活と人権を守り、豊かな地域社会の形成に役立てるべきものであること、本件条例は、このような精神のもとに、府の保有する情報は公開を原則とし、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、公文書の公開等を求める権利を明らかにすることにより、「知る権利」の保障と個人の尊厳の確保に資するとともに、地方自治の健全な発展に寄与するために制定されたものであることを明らかにし、また、その一条においても、本件条例の目的が、右のようなものであることを宣言しており、基本的に憲法二一条等に基づく「知る権利」の尊重と、同法一五条の参政権の実質的確保の理念に則り、それを府政において具現するために制定されたものと認められる。

(二) 本件条例は、右のように、府の有する情報は公開を原則としながらも、その八条一号ないし六号において、公開しないことができる公文書を列記し、またその九条一号ないし三号において、公開してはならない公文書を列記しているところ、右のような本件条例の趣旨、目的、理念に照らせば、右各非公開事由に該当するか否かの判断は、個人のプライバシー等の保護には最大限の努力を払いつつも、条文の趣旨に即し、厳格に解釈されなければならないことはいうまでもなく、ことに主として府の行政執行上の利益の保護を図って制定されたと考えられる八条四号、五号等の解釈に当たっては、そこで保護されるべき利益が実質的に保護に値する正当なものであるか否か、また、その利益侵害の程度が、単に行政機関の主観においてそのおそれがあると判断されているにすぎないのか、あるいはそのような危険が具体的に存在することが客観的に明白であるといえるか、さらに右のようなおそれがあるにしても、逆にそれを非公開とすることによる弊害はないか、また、公開することによる有用性や公益性はないか等を総合的に検討することが必要であることはいうまでもない。けだし、情報公開条例が、過去において行政機関の保有する文書が、行政庁側の種々の名目のもとに、ややもすれば恣意的・濫用的に秘密扱いされ、住民の知る権利を妨げ、ひいて地方自治の健全な発展を阻害する面のあったことに鑑み、それらの弊害を除去するために制定されたことは公知の事実であり、そのようにして制定された情報公開条例の非公開事由該当性を、もっぱら行政機関の側の利便を基準に、その主観的判断に基づいて決するとすれば、その範囲が不当に拡大する危険性があり、ひいて情報公開制度の実質的意味が失われることはいうまでもないし、また、文書を公開することによって生ずる支障にのみ目を奪われ、それを非公開とすることによる弊害や、公開することによる有用性、公益性になんら意を用いなければ、情報公開制度の運用がいたずらに硬直化したものとなり、ひいて将来的、長期的にみた地方自治の健全な発展が望めないこととなるからである。

公文書開示決定処分取消請求事件(平成 6年 5月 25日 宇都宮地裁 事件番号 平2(行ウ)9号 判時 1522号 65頁)

市の行政執行上の利益保護を図って制定されたと考えられる六条第一項五号等の解釈に当たっては、行政側の恣意的、濫用的な秘密扱いによって情報公開制度の実質的意味が失われないように、そこで保護されるべき利益が実質的に保護に値する正当なものであるか否か、その利益侵害のおそれが行政機関等の主観においてだけでなく具体的に存在するといえるかを、当該公文書の内容等に照らし、客観的に検討することが必要であることは前判示のとおりであるから、当該事務の実施目的が失われ、又はその公正若しくは適切な実施を阻害するおそれがあるか否かの判断においては、その危険の有無、程度等を客観的な資料に基づき、客観的、合理的に検討して判断することが必要であると解される。